

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月 8 日に 2 類相当（新型コロナウイルス感染症）から 5 類感染症へと移行しました。

#### 【発熱やせきなどの症状があり受診したいときは】

かかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

なお、受診する際は事前に医療機関へ連絡し、受診時はマスクを着用しましょう。

大阪府において発熱患者等の診療に対応する医療機関（外来対応医療機関）が公表されておりますので、参考にしてください。

[外来対応医療機関はこちら](#)（大阪府ホームページ）

#### 【5 類移行後の療養について】

5 月 8 日から、保健所からの外出自粛要請は無くなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。どのくらいの期間外出を控えればよいかについては、国から示されている以下の目安を参考にしてください。

##### (1)外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後 5 日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日（無症状の場合は検体採取日）を 0 日目とした、5 日間

・5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 24 時間程度が経過するまで

こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスクの着用等をお願いします。

##### (2)周りの方への配慮をお願いします

発症後 10 日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスクの方との接触は控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

また、療養に関して以下のリーフレットも参考にしてください。

[新型コロナウイルス療養に関する Q&A\(PDF:445KB\)](#)